

喜多方市 農業委員会だより

第7号

平成28年9月

編集発行

喜多方市

農業委員会

☎ 0241 (24) 5255



次代を担う子供たち

小学校農業科で農作業に真剣に取り組む「山都小学校」の子供たち

すべての収穫が終わるころには、森林公園に一斗缶を加工したかまどを持参して、芋煮会を開きます。「よく育ったネ・おいしいヨ」と言った菊地校長の素敵な笑顔から、いのちを育む大切さと食べて感動を与えられたことを知った児童の中から、将来農業に関する仕事を決心する頼りになる子供が必ず現れると思います。

農業科では、育てる大切さと、収穫する技など、一連の農作業を体験することで食の大切さを学びます。さらに、「野菜を手に入れた喜びが主役と、小さな顔と顔が誇りのある顔になります」と農業科担当の大島先生は話します。

校舎から歩いて5分のところに学校専用の圃場があり、3年生はニンジンとサツマイモ、4年生は大豆とトウモロコシ、5年生はカボチャと大根、6年生はスイカ・サトイモ・ジャガイモを、農業支援員さんの指導を受けながら育てています。また5年生は野菜栽培のほかに、手作業による田植えや稲刈りの体験もしています。



農業委員

長谷川 庄次

小学校で農業科の授業が始まって10年目となります。今回は、山都小学校（菊地誠校長）全校生徒129名、年間32時間の活動を紹介します。

自然・いのち・食文化

視察研修報告

「農地賃借料情報」

新潟県
村上市

農業委員会では、8月2日に新潟県村上市農業委員会を視察研修して来ました。本市においても近年は、全国的な米消費の低迷と原発事故による風評被害での米価下落により、賃借料に関する問い合わせが多く寄せられるようになりました。

このようなことから、喜多方市賃借料情報としては、昨年より再度平均額だけではなく、最高額と最低額も併せて公示しております。



村上市での視察研修

この度、訪問した村上市では、各地区ごとに担い手と出し手の代表が地域活性化検討会を構成し、取りまとめられた内容について農業再生協議会の中で更に検討し、農業委員会は参考賃借料として承認をいたしました。

なかでも基盤整備による土地改良区の賦課金負担や物納とした場合の金額換算あるいは転作を目的とした場合など詳細に資料が提示されておりました。

今後は、本市においても様々な賃借に対応できるよう検討し協議していきたいと考えます。(農政委員長 佐原 裕司)

新農業委員紹介

高橋 良臣
(上三宮町)

農協推薦の佐藤常良委員に代わり、高橋良臣委員が新たに選任されました。

遊休農地解消の取組みについて

遊休農地の課税強化について

固定資産税における遊休農地の評価方法が変更されました。

これは、農地中間管理機構への貸付けなどの農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための措置として実施されます。

【対象となる遊休農地】

農業委員会が農地所有者に対して、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告(協議勧告)した農業振興地域内の遊休農地が対象となります。(機構への貸付けの意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、放置している場合に限定されます。)

※利用意向調査で農地所有者が機構への貸付けの意思を表明した場合には、機構側の事情で貸付けが行われなくても勧告しません。

※農地として再生不可能であるとして、農業委員会が非農地と判断した場合にも勧告しません。

【課税強化の内容】

平成29年度から実施されます。

平成29年度は、平成29年1月1日時点で協議勧告が行われている場合に課税強化が行われます。

化が行われます。

固定資産税における農地の評価について、農地売買の特殊性に考慮して行っている軽減割合が撤廃されることにより、結果的に税額が1・8倍になります。

農業委員会事務局 農地係

☎ 0241(24)5273

農地法Q & A



そつなんだあ。

Q: 農地を売買・転用したい。

A: 農業委員会(農地法)の許可が必要です。

・農地のまま賃借または売買する場合

農地法第3条の許可

※ほかに、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を利用する方法があります。

・農地以外の用途(宅地、駐車場、資材置場など)に転用する場合

農地法第4条の許可(自己所有の農地を転用する場合)

農地法第5条の許可(自己所有以外の農地を賃借・売買により転用する場合)

ご不明な点は、農業委員または農業委員会事務局へご相談ください。

地

区

だ

よ

り

中山間地の活性化

山都町

山都町宮古地区では、昭和60年頃、地域の活性化と農業収入向上を目指し、「そば」を活用した複合的な経営の設計図を描き、3戸の農家から店舗営業が始まりました。現在は9戸の農家がのれんを出し（最盛期14戸）、「宮古そばの里」として多くの方にお越し頂いています。

30年前からそばによる複合的経営を行ってきましたが、高齢化による店舗数の減少や栽培面積の減少、鳥獣による農作物への被害など問題が現れています。

対策として、農事組合（唐橋寿代表）は昨年度から、地域の実情に即したそばの団地化に取り組み、今年1団地増やし生産性向上を図り、栽培面積の維持に努めています。

そうしたなか、熊によるそばの被害は特に深刻となり、昨年度から行政の支援を受け、移動経路からの進入を防ぐ電気柵の設置を試みています。



鳥獣被害の状況を調査する長谷川委員

また住民は、毎年収穫時期の日没後、耕地を4ルートに分け二人組の班を編成し、花火による追い払いと監視を3回実施しています。

冬眠に向けた熊が、多頭数集まって来ると思われます。最近、人的被害が起きていますので万全の対策が望まれます。

このように、中山間地においての農業生産は厳しさを増していますが、諸問題の解決策を探り、宮古ならではの農業経営の向上を進めて頂きたい。

(長谷川 庄次委員)

荒廃農地の再生

熊倉町

喜多方市熊倉町雄国字萩平の植田清夫さん（66歳）は、8年程前から熊倉町獅子沢地区と塩川町中屋沢地区で、荒廃農地の再生に取り組んでいます。

今までに10畝を整備し、約40畝でそばの作付けをしています。長年耕作されていらない農地は木や様々な雑草ソルが生い茂って、元の状態に戻すには大変な労力が必要です。

土地の再生方法を植田さんに伺ってみました。

まず土手の草を刈り、立木はチェーンソーで切った後、バックホーで抜根し、ツルの撤去は機械で行います。最後は手作業となるため、時間と手間がかかり大変苦労するそうです。雑草はフレールモアで細かく裁断してから、大型トラクターで3回ほど耕耘すれば耕作できるようになるそうです。

ほぼ毎年1畝を手がけており、現在は国から10万5千円の再生利用交付金が支払われていますが、当初の半額になっています。

再生された土地にそばを作付けし、播種や刈り取り作業などは4～5人体

制で行っています。

近年、農村では高齢化と担い手不足が進み、耕作放棄地の面積が増えています。平成27年度の統計では、全国で約42万畝、福井県の面積とほぼ同じです。

植田さんは、今後も塩川町中屋沢地区で継続して農地再生に取り組まれるとのことでした。更なるご活躍を期待しています。

(齋藤 誠一委員)



植田さん(右側)と齋藤委員

農業委員会等に関する法律(農業委員会法)の改正について

改正法は、平成28年4月1日から施行されました。

【改正法の概要】

- ◆農業委員会業務の重点は、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化の推進であることが明確化されました。
- ◆農業委員の選出方法が、公選制から市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更されました。
- ◆農業委員とは別に、各地域において農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員が新設されました。

※農業委員の任期の経過措置について

改正法の施行日(平成28年4月1日)以後に任期が満了する農業委員については、現任委員がその任期満了日まで引き続き在任し、その任期満了時に、新制度に基づき農業委員を任命します。

遊休農地解消に向けた事務手続

- 農業委員会と市町村が合同で行う調査により、遊休農地を確認し、「再生可能」と「再生困難」に仕分け。
- 「再生可能」な遊休農地は、農地中間管理機構が借受け。
- 農地として「再生困難」な土地は、農業委員会が速やかに「非農地判断」。

「再生可能」と「再生困難」の仕分け

- 「利用状況調査(農業委員会)」と「荒廃農地調査(市町村)」を合同で実施し、遊休農地を確認し、「再生可能」と「再生困難」に仕分け。

農地台帳に掲載のすべての農地が調査対象(進入路の荒廃等により立入が困難な場合は調査不要)

- 地域(集落)の話し合いを促進し、地域関係者の意向を反映

地域に対して、機構集積協力金等の関連予算の説明とあわせて、「人・農地プラン」の作成・見直しを推進

「再生可能」

- ・2号遊休農地
荒廃農地には該当しないが、低利用の農地
- ・1号遊休農地
再生利用を目指す荒廃農地

「再生困難」

農地として再生を目指さない土地
(草刈りや農業機械による耕起で作付けできる土地は該当しない)

- 1.農業委員会が利用意向調査を実施し、機構への貸付を誘導
- 2.農業振興地域では、機構が借受け
(※借受希望者の募集に応じる者がいない区域は、この限りでない)
・参入企業の積極誘致等による借受希望者の発掘
・研修農場等としての活用を検討
- 3.所有者または集落の共同活動による保全管理
受け手が見つかるまでの間、可能な限り、機構の事業費(賃料・管理保全経費)を使わず滞留扱いとならない方法(日本型直接支払制度の活用等)を検討

- 1.農業委員会総会の議決による速やかな非農地判断
・農地台帳の整理
・所有者に対して非農地通知
・法務局・市町村・都道府県に対して非農地通知一覧の送付
・農地としての維持を主張する所有者等に対しては、利用意向調査を実施(最終的に、機構の借受拒否をもって非農地判断)
- 2.「農地以外の利用」の促進
里山、畜産、6次化施設、再エネ施設など地域農業の振興に繋がる利用を優先検討

(出典資料:「遊休農地対策の概要」農林水産省経営局農地政策課)

委員長 齋藤 誠一
副委員長 木戸 賢治
委員 長谷川 庄次
委員 佐藤 健一
委員 豊子 光喜
委員 大堀 美栄子
委員 原 源一

収穫の秋を前に、農業委員会だより第7号の発行になります。昨今の農業環境が厳しい中、遊休農地再生・鳥獣対策に奮闘している方々に頭が下がる思いです。少しでも笑みのこぼれる実りの秋を願うばかりです。今後とも本誌に対する情報やご意見などありましたら、お気軽にお声をかけてください。

編集後記

平成27年度農地の移動状況

農地法第3条による移動		
売 買	31件	34,377㎡
交 換	6件	8,547㎡
貸 借	2件	10,664㎡
贈 与	7件	84,940㎡
合 計	46件	138,528㎡
農業経営基盤強化促進法による移動		
移 転	9件	42,223㎡
利用権	852件	4,561,916㎡
合 計	861件	4,604,139㎡
農地法第4条・第5条による移動		
住 宅	41件	22,545㎡
店舗・工場	1件	662㎡
資材置場・駐車場	18件	5,639㎡
農業用施設	3件	402㎡
その他	4件	6,676㎡
合 計	67件	35,924㎡